# 中深度処分に係る規制基準等の策定に関する原子力規制委員会と電気事業連合会の意見交換

令和2年2月19日原子力規制庁

参考1:令和元年度 第52回原子力規制委員会資料4

参考2:令和元年度 第52回原子力規制委員会議事録(抜粋)

# 参考 1

令和元年度第52回原子力規制委員会資料4

資料 4

# 中深度処分に係る規制基準等の策定について —電気事業連合会からの意見聴取の結果を踏まえた方針案—

令和2年1月15日原子力規制庁

# 1. 事業者等からの聴取を予定していた項目

原子力規制庁は、令和元年11月6日の第40回原子力規制委員会において、今後整備すべき中深度処分に係る規制基準<sup>※1</sup>の項目や詳細度及び策定時期について検討するため、次の項目について公開の場で事業者等<sup>※2</sup>から聴取することについて了解を得た(参考1)。

- ・対象廃棄物の発生時期や事業申請予定時期等を踏まえ必要となる項目、その詳細度及 び求められる策定時期に関する情報
- ・原子力規制委員会が決定した「炉内等廃棄物の埋設に係る規制の考え方について」<sup>※3</sup> (以下「基本的考え方」という。)等を踏まえ事業者等が検討している地上及び地下施 設の設計概念、並びに施設の建設、廃棄物の埋設、坑道閉鎖等の各段階の事業計画に 関する情報

# 2. 意見聴取の概要

原子力規制庁は、令和元年 12 月 17 日に電気事業連合会(以下「電事連」という。)から 意見聴取を行った<sup>※4</sup>。概要は以下のとおり。

(1) 電事連からの説明の概要(参考2)

# 【施設設計等について】

- ・施設設計概念については、平成27年時点から変更はない。
- ・地上施設を含む附属施設や地下施設の設計・建設・操業条件、監視・モニタリングの 具体的な方法等については、立地地点固有の条件(以下「立地条件」という。)を踏ま えた上で今後検討する。

# 【要望】

- ・平成30年8月に原子力規制庁が示した骨子案をベースとした規則等の早期の策定を要望する。
- ・立地や人為事象※に係る具体的な審査ガイド等について早期の策定を要望する。
- ・施設設計に係る具体的な審査ガイドについては、立地条件を踏まえて検討すべきもの も含むため、事業者の検討で明確になった段階で議論したい。
- ・廃棄体の特徴を踏まえた合理的な廃棄物確認方法については、早期に議論したい。

<sup>※1</sup> 許可基準規則と解釈及び関連する事業規則、並びに審査ガイド

<sup>※2</sup> ここでは、廃棄物の処分の責任を有している者や廃棄物の処分を検討している者、事業申請を予定している者(事業実施主体)も含めて「事業者等」という

<sup>※3</sup> 炉内等廃棄物の埋設に係る規制の考え方について (平成28年8月31日 原規技発第1608312号 原 子力規制委員会決定)

<sup>※4</sup> 第2回廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する事業者との意見交換(令和元年12月17日)

<sup>※5</sup> 人間侵入シナリオ及び放射能濃度制限に係るシナリオ

# (2)確認された事項

- 1. の「事業者等からの聴取を予定していた項目」の一部については、電事連の資料 (参考2)には言及がなく、また口頭での説明もなかったため、以下を確認した。
  - 一中深度処分に係る事業実施主体は設立されておらず、立地候補地の選定も今後の課題という段階である。また、中深度処分対象廃棄物の発生時期及び事業申請時期も未定である。
  - -施設設計や事業計画に関しては、平成 27 年第 2 回廃炉等検討チームにおいて電事 連から示された処分概念等のイメージよりも詳しい情報はない。(即ち、ここ 4 年 間、施設設計等についての検討は殆ど進んでいない。)
- ・立地に係る審査ガイド等及び廃棄物確認方法に関する電事連の要望について以下を確認した。
  - 一電事連が早期の策定を要望している立地に係る規制基準及び審査ガイドの項目及び詳細度としては、これまでに原子力規制庁が示した骨子案の情報で足りている。
  - 廃棄体が技術基準に適合していることを確認するための方法は、廃棄物受入基準 (WAC<sup>™</sup>) として事業者が定めるものであり施設設計に依存する部分もあるが、電事 連は、例えば放射能濃度の評価方法など施設設計に依存しないものについて整理した上で早期に議論したいとしている。

# 3. 規制基準等の策定に係る取組方針案

(1) これまで作成した規制基準等の骨子案

以下の骨子案は原子力規制委員会に報告済み<sup>※7</sup>。現時点において、概ねこの範囲内<sup>※8</sup>の 規制基準及び審査ガイドは策定可能である。

- ① 廃棄物埋設施設の位置(火山活動、断層等、深度、天然資源)に係る許可基準規則 及び解釈並びに審査ガイド
- ② 廃棄物埋設地の構造等(廃棄物埋設地の閉じ込め、規制期間終了後の評価シナリオ及び線量基準等)に係る許可基準規則及び解釈並びに次の事項に関する審査ガイド
  - 設計プロセス
  - ・人間侵入シナリオ
  - 対象廃棄物の放射能濃度制限
- ③ 操業中の廃棄物埋設施設に係る要求(地震及び津波による損傷の防止、遮蔽等、監視施設等)の許可基準規則及び解釈
- ④ 閉鎖及び廃止措置計画の認可基準等に係る技術基準規則
- ⑤ 放射性廃棄物等の確認 (廃棄体の技術基準等) に係る技術基準規則

<sup>★6</sup> Waste Acceptance Criteria

<sup>※7</sup> 平成30年第22回原子力規制委員会(平成30年8月1日)資料3

<sup>※8 「</sup>廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討チーム」における検討内容を含む

# (2) 規制基準等の策定方針案

事業者等に対し、中深度処分の立地に加えて、廃棄物が発生する原子力施設の廃止措置 段階での廃棄体化等の安全対策に係る検討を促す観点から、現時点で策定することが合理 的と考えられるものがある。

一方で、現時点での策定が適当でないもの、或いは現時点で策定したとしても立地条件 や詳細な施設設計に対応した充実・修正が必要となるものもある。いずれにしても、事業 者による設計の選択肢を過度に絞り込むことのないような配慮が必要である。

また、現状であれば、平成28年8月に原子力規制委員会が決定した「基本的考え方」や その後の規制基準等の骨子案の検討を行った人員を含む体制を維持しており、効率的な策 定作業を行うことが可能である。

以上の考え方を踏まえて、(1)に示した骨子案に関する規制基準等の策定の考え方及び策定項目の案を別添に示す(注:別添表中の(1)~(3)は(1)((1))のそれぞれに対応)。

なお、規制基準等の策定に当たっては骨子案を精査した上で行うこととし、骨子案には 示していない項目についても、必要に応じて検討を行うこととする<sup>※9</sup>。

# 4. 今後の予定

3. (2) に示した策定方針案に沿った規制基準等の策定スケジュールは次のとおり。

〇中深度処分に係る許可基準規則と解釈及び関連する事業規則の改正案並びに審査ガイ ド案を原子力規制委員会に報告:令和2年6月頃

3

<sup>※9</sup> 例えば、操業中における地下施設を対象とした放射性物質の漏えい防止対策及び監視、湧水対策に加えて、溢水、放射性物質の漏えい、火災など異常時に係る対策等について、鉱山保安法等の他法令の 基準等を参考に検討を行う

# 規制基準等の策定の考え方及び主な策定項目の案

骨子案		策定の考え方	策定する規制基準等*					
			項目	許可基準 規則	解釈	審査 ガイド	事業 規則	
1	廃棄物埋設施 設の位置 (自然 条件)	・立地に当たっての排除要件等の具体的な内容を明確化しておくため、火山活動及び断層等並びに深度等に係るものを策定	<ul><li>・火山活動</li><li>・断層等</li><li>・深度</li><li>・天然資源</li></ul>	0	0	0		
2	廃棄物埋設地 の構造等	・施設設計及び立地選定の検討の前提条件となる放射能濃度制限、廃棄物埋設地の閉じ込め及び規制期間終了後の評価シナリオ並びに線量基準等に係るものを策定・具体的な人エバリアの構成等を踏まえた設計プロセス等に係るものは策定しない・それ以外の項目については、一般的に必要と考えられる要求に係るものを策定	・廃棄物埋設地の閉じ込め等		0	_		
			・設計プロセス			Δ		
			・自然事象シナリオ及び線量基準	(i)		_		
			<ul><li>・人間侵入シナリオ及び線量基準</li><li>・対象廃棄物の放射能濃度制限</li><li>及び線量基準</li></ul>	J		0		
3	操業中の廃棄 物埋設施設に 係る要求	・一般的に必要と考えられる要求に係るものを策定	・地震、津波による損傷の防止 ・遮蔽等 ・監視施設 等	0	0	_	0	
4	閉鎖及び廃止 措置計画の認 可の基準等	・一般的に必要と考えられる要求に係るものを策定	<ul><li>閉鎖及び廃止措置計画の認可基準</li><li>廃止措置の終了確認基準 等</li></ul>				0	
5	放射性廃棄物 等の確認	・事業者等による早期の WAC の検討を促すと ともに、廃止措置段階においてあらかじめ 埋設の基準に適合する廃棄体化の検討が可 能となるよう廃棄体の技術基準等を策定	・廃棄体の技術基準等				0	

◎:現時点での策定が合理的○:現体制で策定することが効率的(ただし立地条件や詳細な施設設計に対応した充実・修正が必要)

△:現時点での策定は適当でない -:現時点では検討不要

※許可基準規則及び解釈並びに事業規則については令和元年12月5日に公布・施行したものを改正し、審査ガイドについては新たに制定する

# 参考1(令和元年度第40回原子力規制委員会資料2)

# 中深度処分及びウラン廃棄物の処分等に係る今後の規制基準の整備について

令和元年 11 月 6 日原 子 力 規 制 庁

# 1. 中深度処分に係る規制基準の整備について

# (1) これまでの検討状況

原子力規制委員会は、平成 28 年 8 月に中深度処分に係る廃棄物埋設施設の設計要求や管理要求に係る基本的な考え方<sup>※10</sup>(以下「基本的考え方」という。)を取りまとめた。その後、基本的考え方を踏まえて平成 29 年 4 月に原子炉等規制法が改正され<sup>※11</sup>、中深度処分における坑道の閉鎖措置計画の認可や規制期間終了後の廃棄物埋設地の掘削制限の制度が定められた<sup>※12</sup>。

その後、原子力規制庁は、検討チーム\*\*<sup>13</sup>において中深度処分の規制基準に係る技術的内容を検討するとともに、長期の放射線防護の実効性をより高めていくためのALARAの考え方に関する原子力規制委員会の議論を踏まえて、以下の規制基準の骨子案を取りまとめた\*\*<sup>14</sup>。

- ① 廃棄物埋設施設の位置に係る骨子案(火山活動、断層、深度等)
- ② 廃棄物埋設地の構造等に係る骨子案(閉じ込め、規制期間終了後の評価シナリオ 等)
- ③ 操業中の廃棄物埋設施設に係る要求の骨子案(耐震、耐津波、閉じ込め、遮蔽等)
- ④ 閉鎖措置計画及び廃止措置計画の認可の基準並びに廃止措置の終了確認の基準 の骨子案
- ⑤ 放射性廃棄物等の確認について(廃棄体の技術基準等)

# (2) 規制基準の整備に必要な情報の入手

上記①~⑤の骨子案は、平成 27 年に電気事業連合会から示された処分概念等のイメージ(参考)を踏まえたものである。また、上記③の操業中の廃棄物埋設施設に係る基準の骨子案は、放射性廃棄物の管理事業の規制基準を参考としている。

一方、実際の廃棄物の埋設段階においては、例えば廃棄物埋設地の掘削作業と廃棄物の搬入及び定置の作業とが併行して進められることも考えられることから、取り扱う廃棄物の特徴や作業工程及び作業区域を考慮し、閉じ込め、遮蔽、湧水対策

<sup>※&</sup>lt;sup>10</sup> 炉内等廃棄物の埋設に係る規制の考え方について (平成 28 年 8 月 31 日 原規技発第 1608312 号 原子力規制委員会決定)

<sup>※11</sup> 平成 30 年 10 月 1 日施行 (2 条改正)

<sup>※12</sup> 法第51条の27及び第51条の29

<sup>※&</sup>lt;sup>13</sup> 「廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討チーム」及び「廃棄物埋設の放射線防護基準に関する検討チーム」

<sup>※&</sup>lt;sup>14</sup> 平成 30 年度第 22 回原子力規制委員会 (平成 30 年 8 月 1 日) 資料 3

等の措置を講じる必要がある。必要な措置の検討に際しては、具体的な事業計画や施設設計、廃棄物埋設地周辺の天然バリアの情報が必要となるものもあるが、これらは現時点において明らかになっていない。

このため、施設の建設、廃棄物の埋設、坑道閉鎖等の各段階の作業に即した、設計や確認・評価方法及び監視・モニタリング方法に係る規制基準の整備に当たっては、中深度処分を検討している者等(以下「事業者等」という。)<sup>※15</sup>から必要な情報を収集しつつ検討を行う必要がある。

以上の状況を踏まえ、本年内を目途に、次の項目について公開の場で事業者等から聴取した上で、整備すべき規制基準の項目と、それぞれの詳細度及び策定時期を 整理し、これらを改めて原子力規制委員会に諮ることとしたい。

- ・対象廃棄物の発生時期や事業申請予定時期等を踏まえ必要となる項目、その詳細度及び求められる策定時期に関する情報
- ・原子力規制委員会が示した基本的考え方等を踏まえ事業者等が検討している地 上及び地下施設の設計概念、並びに施設の建設、廃棄物の埋設、坑道閉鎖等の 各段階の事業計画に関する情報

# 2. ウラン廃棄物の処分等に係る規制基準の整備について

# (1) 課題

いわゆるウラン廃棄物や専らウランに汚染された資材(以下これらを「専らウランに汚染された物」という。)に含まれる放射性物質の主たる組成は自然起源のものであり、自然環境中にも存在するものである。また、専らウランに汚染された物は、数十年から数百年の期間における放射能の減衰は見込めず、子孫核種が生成し放射能量が増えるといった特徴を有している。これらのことから、従来の処分やクリアランスの規制基準\*16をそのまま適用することについては課題がある。

# (2) 今後の予定

我が国のウラン廃棄物の処分等に係る規制の考え方について議論を進めるため、中深度処分の規制基準の整備の進捗状況を考慮しつつ、(1)に示した課題を踏まえ、海外情報や論点を整理し、規制基準の整備に関するスケジュール案と併せて改めて原子力規制委員会に報告することとしたい。

<sup>※&</sup>lt;sup>15</sup> ここでは、廃棄物の処分の責任を有している者や廃棄物の処分を検討している者、事業申請 を予定している者も含めて「事業者等」という

<sup>※&</sup>lt;sup>16</sup> 専らウランに汚染された資材等のうち金属のクリアランスについては既に制度整備されている

電気事業連合会による中深度処分の処分容器、処分概念及び操業イメージ (第2回廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討チーム会合 (平成27年2月12日) 資料2-1より抜粋)

\_

14

処分容器

〇廃止措置を計画的に遂行するため、これらを安全・効率的に処分することが重要。 OL1廃棄物は炉内廃棄物等の大型機器や、制御棒等の長尺物が多く、細かく切断 して、ドラム缶に収納することは非効率的。

埋設処分 外容器:压延鋼飯溶接(肉厚5cm) 外寸法:縦1.6m×横1.6m×高1.6m(or1.2m) 外容積:約4m³ (or約3m³) 最大重量:約28トン(内部充填要否検討中) 南少斯聯卡尔 サイン類を 機(浴液ケイナ) 廃棄体 処分容器に 切断した 収約 放射能フィアの 比較的高いもの 放射能しベルの 比較的低いもの Ê 原子炉压力容器 かつシュラウド 上部格子板 何米少雜器 炉心支持板 蒸気乾燥器 (米面2中級の金) 22m

→廃棄体容器:収納効率を良くするため、大型角型容器への収納を採用する。 ⇒規則等の見直しが望まれる。

# 余裕深度処分の概念 - 特徴

16

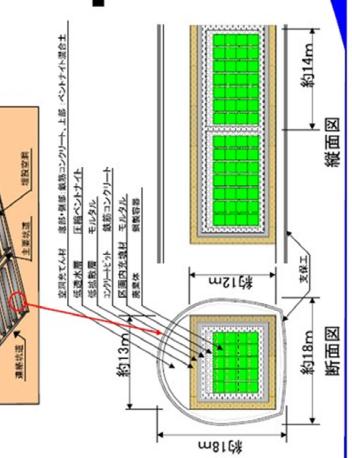
■ 余裕深度処分は、住居建設などの一般的な地下設などの一般的な地下利用のほか、高層建築物の建設、地下鉄、上下水道、共同溝などの利用を想定しても十分に余裕のある深度(法令では地表

アクセス坑道

放射性物質の移行は、 「廃棄物・廃棄体」、「天然 バリア」、「人エバリア」に より長期にわたり抑制す

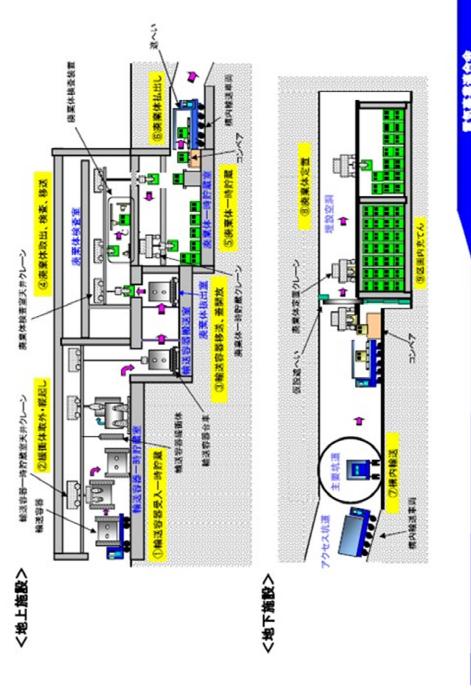
から50m以深)に処分す

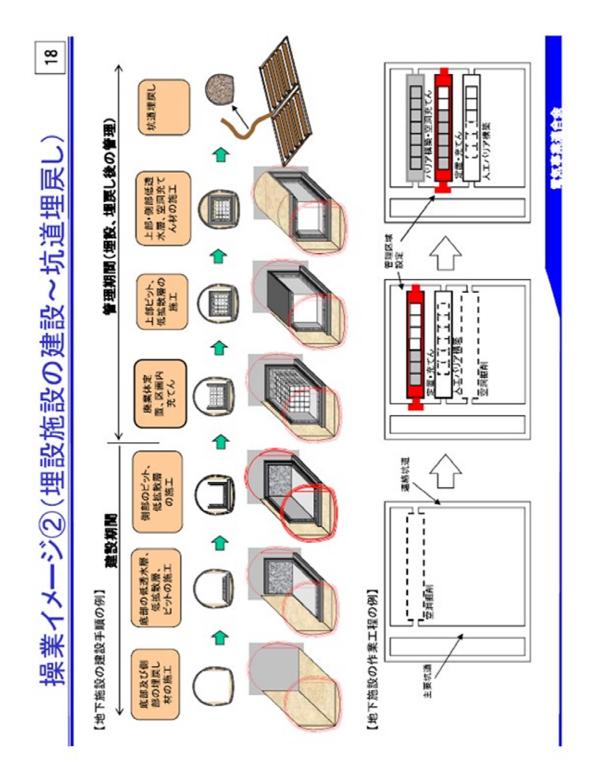
る方法となっている。



4







参考2(第2回廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する 事業者との意見交換資料2-1) **資料2-1** 

# 中深度処分に係る今後の規制基準の整備に 関する事業者ニーズについて

# 2019年12月17日 電気事業連合会

電気事業連合会

# 中深度処分の制度化に関する事業者ニーズ

1

設置深度が70m以深になるなど規制要求の見直しがあったが、現時点では、処分施設概念等について大きな変更はなく、以下のとおり制度化の検討を進めていただきたい。

- 昨年8月に策定された骨子案をベースとした規則並びに規則解釈を早期に策定いただきたい。
- □ 同様に、立地点選定や成立性検討にも関係するので、立地条件・人為事象に係る 具体的な審査ガイド等についても早期に策定いただきたい。
- 施設設計に係る具体的な審査ガイドについては、立地地点固有の条件を踏まえて検討すべきものも含むため、事業者の検討で明確になった段階で共有させていただき、議論させていただきたい。
- □ なお、廃棄体の廃棄物確認方法については廃棄体製作設備設計、処分施設設計にも影響を与えるものであり、廃棄体の特徴を踏まえた合理的な廃棄物確認方法について、早期に議論させていただきたい。

# 制度化の時期に関する事業者ニーズ

事業者の考える中深度処分の検討プロセスと規制等の制定時期のニーズ

▼ 2018年8月 規則・規則解釈骨子案の策定 ▽ 安全審査 ▽ 保安規定

▼ 現時点

\_\_\_\_

(WAC: 受入基準)

立地点選定 (成立性検討)

調查·基本設計

施設建設

操業



規則•規則解釈:

中深度処分に係る基本的事項の早期制定



立地条件・人為事象に係るガイド等:

立地点の選定・成立性検討の条件になりうるものとして早期制定



施設設計に関する審査ガイド等:

立地地点固有の条件を踏まえて検討すべきものについては、事業者の検討で明確になった段階で共有させていただき、議論



廃棄確認方法の議論:

廃棄体製作設備設計、処分施設設計にも影響を与えるものであり、早期に議論

電気事業連合会

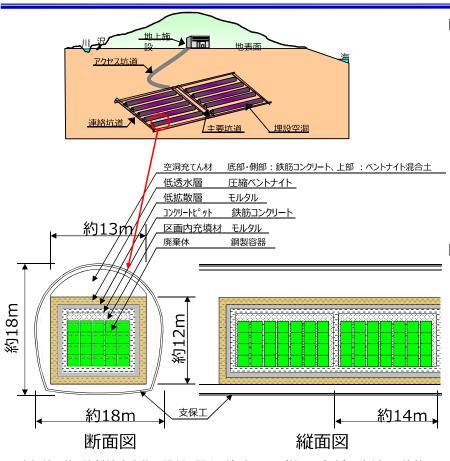
# 制度化の項目に関する事業者ニーズ

3

分類	課題項目	制度化の現状			事業者のニーズ等				
類		法令·規則	解釈	審査ガイド等	尹未行り二一人守				
<del>\ \ \ \</del>	国による特定行為の制限(掘削制限)	炉規制法	_	-	具体的な制限範囲の明示は必要				
並	埋設地の設置深度(70m)	二種埋規則	_	_	_				
立地条件	埋設地の設置深度(10万年確保) 立地要件(地盤・地震・火山)	規則骨子案 (許可基準)	解釈骨子案	ガイド骨子案	2018年8月に示された骨子案をベースと した内容による制度化が必要				
事人	人間侵入シナリオ(経路短絡)	規則骨子案	解釈骨子案	ガイド骨子案	2018年8月に示された骨子案をベースと				
象為	人間接触シナリオ(放射能濃度制限)	(許可基準)		ガイド骨子案	した内容による制度化が必要				
	規制期間終了後の防護基準 (ALARAプロセス) 規制期間終了後の防護基準 (100µSv/y:通常の状態)		解釈骨子案	ガイド骨子案	具体的な設計案を示すことにより、審査 ガイドレベルでの議論を要望				
	規制期間終了後の防護基準 (300µSv/y:厳しい状態)	規則骨子案 (許可基準)							
施設	人工バリアの閉じ込め要求			未					
施設設計	操業中の埋設施設管理			未					
	廃止措置開始までのモニタリング			_	   設計案を示すことにより、具体化に向けた				
	埋設施設の技術上の基準	規則骨子案 (二種埋)	-	-	議論を要望				
	閉鎖措置計画及び廃止措置計画の認 可及びその基準	炉規制法 規則骨子案 (二種埋)	I	ı	閉鎖措置・廃止措置段階で議論を要望				
廃棄体	廃棄体の技術上の基準	規則骨子案 (二種埋)	_	_	廃棄物確認に必要な廃棄体製作方法 や放射能濃度決定方法について、学会				
体	廃棄確認方法		未	未	標準を踏まえた議論を要望				

# 4

# 中深度処分施設の設計概念について



- 平成30年8月に提示された「中深度処分における廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備に係る骨子案」等において、廃棄物埋設地を将来にわたって地表から70m以上の深度が確保される区域に設けること、ALARAの考え方に基づく設計プロセスを確認すること等、規制要求の見直しが示されています。
- □ しかしながら、中深度処分の対象 廃棄物については、平成27年2月 の「廃炉等に伴う放射性廃棄物の 規制に関する検討チーム(第2回 会合)」にてお示しした廃棄物量、 放射能濃度特性、処分容器等から大きな変更はないため、現時点 で想定している中深度処分施設の 設計概念(左図参照)も大きな変更はありません。

廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討チーム(第2回会合) 資料2-1抜粋

電気事業連合会

# 中深度処分施設に関する今後の検討について

- 5
- □ 中深度処分施設の設計概念については、前頁で示したとおり、現時点では平成27年2月にお示しした設計概念から大きな変更はないものと考えていますが、今後、地質条件等の立地条件を踏まえた上で検討を行うことで、以下のような見直しを行う可能性があります。
  - ▶ 設置深度の見直し(50m以深→10万年後に70m以深を確保)に伴い、従来想定していた設置 深度よりも更に深い位置に廃棄物埋設地を設置することにより、地圧や地質条件によっては埋設空 洞の断面を縮小する等の見直しが必要になる可能性があります。
  - ▶ 対象廃棄物の放射能濃度特性等を踏まえると、人工バリア構成(低透水層+低拡散層)の基本的な考え方に大きな変更はないと想定されますが、地質条件によっては、人工バリア構成の見直しについても検討する可能性は否定できません。
- また、以下の内容については、今後、立地条件や処分施設の設計等を踏まえた上で、具体的に検討することになります。
  - ▶ 施設規模やレイアウトについては立地条件によるところが大きく、附属施設や操業条件についてはそれらと併せて検討する必要があることから、地上施設を含む附属施設や地下施設の建設・操業条件等については、立地条件を踏まえた上で、今後検討することになります。
  - ▶ 監視・モニタリングについては、立地条件や処分施設の設計に大きく依存することから、具体的な監視方法や監視項目については、それらを踏まえた上で、今後検討することになります。

- 現行制度では、規制庁殿の「廃棄物確認に関する運用要領」において、旧JNESや 事業者が事前に作成した標準的な手法が引用されているが、改正案では、学会標 準等の引用や放射能評価の具体的な決定方法については、WACにおいて定めることになっている。
- 廃止措置を計画的に進めるためには、廃棄体製作の準備を進める必要があるが、廃棄体の標準的な製作方法や放射能決定方法を踏まえた検討が必要であり、日本原子力学会では「余裕深度処分対象廃棄体の製作要件及び検査方法に関する標準」、「中深度処分対象廃棄物の放射能濃度決定方法の基本手順」といった標準を制定している。
- □ 一方、WACは保安規定及び下部規定に定める事項であり、保安規定審査の段階までそれらの内容が確認されないことになると、廃棄体の標準的な製作方法や放射能決定方法を前提とした廃棄体製作設備の設計が開始できず、廃止措置の計画的な遂行に支障を生じることになる。
- □ <u>このため、廃棄体の標準的な製作方法や放射能決定方法について早期に議論させ</u>ていただきたい。

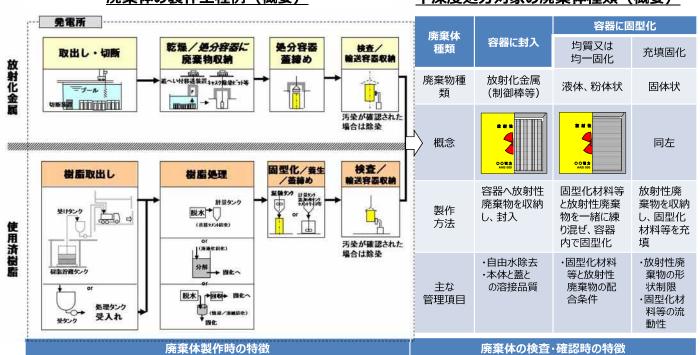
### 電気事業連合会

# 【参考】中深度処分対象廃棄体の製作、検査・確認時の特徴について

7

# 廃棄体の製作工程例(概要)

# 中深度処分対象の廃棄体種類(概要)



- ・処分対象廃棄物は主に炉内から発生し、履歴、材質等が明確
- ・高線量であるため、人手を介することなく、自動化により一定品質を確保 できるプロセスを構築
- ・上記については、専門家の意見を踏まえて標準「余裕深度処分対象廃棄体の製作要件及び検査方法に関する標準」として制定済
- ・処分対象廃棄物のうち金属等は、放射化汚染が支配的であり、計算による放射能濃度評価が可能 (使用済樹脂は代表サンプルの分析により評価)
- ・検査方法は、標準「余裕深度処分対象廃棄体の製作要件及び検査方法に関する標準」として制定済

電気事業連合会

# 令和元年度第52回原子力規制委員会 議事録(抜粋)

# ○更田委員長

御質問、御意見ありますか。田中委員。

### ○田中委員

今、事務局から説明があったとおりでございますけれども、規制基準等の策定方針案については3ページの(2)、また別添の表に示されているとおりでございます。その中で二重マルとかマルとか、いろいろございますけれども、二重マルのものにつきましては、現時点で行うことに問題なく、事業者等に対して中深度処分の立地に加えて、廃棄物が発生する原子力施設の廃止措置段階での廃棄体化等の安全対策に係る検討を促す観点から、現時点で策定することは合理的であるという文章になってございます。

一方、マルのものは、(別添の)表の中の③でしょうか、操業中の廃棄物埋設施設に係る要求がメーンのものでございますけれども、現時点で効率的な策定を行うことができると、「効率的」という言葉を使わせていただいてございますが、これは基本的考え方とか、規制基準等の骨子案を検討したときの体制とか知見があって、効率的な策定を行うことができるというものでございます。もちろん詳細な施設設計に対応した充実、修正が必要になってきたら、そのときに変更することがございますけれども、現時点においても、基本的なところ、別添の表の中の言葉を借りると、「一般的に必要と考えられる要求」につきましては、策定することはできるかと思います。特にマルの扱いについて、いろいろと議論していただければと思います。

### ○更田委員長

伴委員。

### ○伴委員

この別添の表の中の三角とバーの違いは何なのでしょう。

○前田原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門安全規制調整官 研審部門、前田です。

三角は、設計プロセス等に関する審査ガイドということで、具体的にこういったバリア材、こういったバリア材と、結構決め打ちで書いているものがありまして、そういったものは、そこを策定してしまうと、その中でしか設計が及ばなくなってしまうのではないかという、いわゆる最適化とか、ALARA(防護の最適化)とか、そういった考え方に余り適していないなという観点で、今の段階では、まだ彼らは設計を見直す可能性があると言っていますので、今の段階では策定すべきではないのではないかという観点です。バーにつきましては、今のところ、こういった審査ガイド類とかはなくもよいのではないかということで、「不要」という観点で書いています。ただ、今後、さっき田中委員がおっしゃったように、操業中とか、ほかのところについても、具体的、詳細なものが出てきたときに、審査ガイドみたいな詳細な内容が必要になることもありますが、現時点では必要はないと考えているものでございます。

### ○更田委員長

ほかにありますか。

これは事務局に聞くのではなくて、委員の御意見を伺いたいのですけれども、まず、廃棄物に関して優先順位を考えていかなければいけない。L1 (放射能レベルの比較的高い廃棄物)、L2 (放

射能レベルの比較的低い廃棄物)、L3 (放射能レベルの極めて低い廃棄物)、それから、廃棄物ではないけれども、クリアランスの問題も親和性というか、関連が深い。それから、ウラン廃棄物に関しての検討もある中で、L1、中深度処分ですと。(参考2の)電気事業連合会の資料2-1を見ていると、(通しの11ページの)「中深度処分の制度化に関する事業者ニーズ」というところで、(上から)「早期に策定いただきたい。」、「早期に策定いただきたい。」、「早期に議論させていただきたい。」と、全部(※正しくは、3つ目以外)「早期」がついているのだけれども、一方で、(今日の原子力規制委員会の)資料4の2ページを見ると、こちらが確認したところによると、「中深度処分に係る事業実施主体は設立されておらず、立地候補地の選定も今後の課題という段階である。また、中深度処分対象廃棄物の発生時期及び事業申請時期も未定である。」と。要するに、主体も決まっていませんし、場所も決まっていないけれども、早期に決めてください、早期に策定してくださいと。普通はこういうことはないですよね。

では、早期に策定してもらわないと事業主体がなかなか決まりませんとか、処分地が決まりませんという議論があったのだと思うのだけれども、これは原子力規制委員会として電事連に直接確認する必要があるのか、会って話をする必要はなくても、何か一札取った方がいいのかなと思うのは、今、事務局から提案があった作業が終わったら、ボール(責任)は事業者側ということでいいのですかというのを確認したい。事業主体が決まらないこと、立地点が決まらないことの理由に一切規制を挙げませんというのだったら分かるけれども、これは一体どういう構図なのだろうと思って。

前に鶏と卵みたいな関係になっていてという言い方を記者会見でしたことがあるのですけれども、これが決まらないとルールが決められない、ルールが決まらないとこっちは決まりませんという状態で、スタックするのはよくないから、きちんと意見交換をしてということで、これまで(ここまで)だったらできそうだというのが事務局の提案で、できそうだし、かつ十分であろうという判断なのだけれども、プライオリティーを高く置いて、原子力規制庁のリソースを使ってこの作業を進めて、できましたと言って、また状況が変わらないのはごめんだし、ルールはできたけれども、実施主体はいつまでたっても決まりません、立地点を見つけるのはなかなか大変なのですという状況なのだったら、今、私たちがこれの優先順位を高く置いて、リソースを投入する理由が疑われるわけですよ。どうお考えでしょう。

伴委員。

# ○伴委員

私も今の更田委員長の指摘と全く同感で、今回の報告を受けて一番がっかりしたのは事業者側の主体性が感じられないことなのですね。ただ、このままこう着状態が続いてもよくないので、何らかの形で前に進めたい。こちらは努力はするけれども、こちらが努力するならそちらも努力してくださいということの、ある意味、言質を取りたいというのはあります。

### ○更田委員長

もちろん努力はしているのだろうけれども、事業者の方だって。結局、解体廃棄物一つにして も、廃炉を進めても、その行き先がない部分はできてくるわけだから、もちろん努力はしている のだろうけれども、この作業を進めて整備を行って、なお主体が決まらないこと、立地点が決ま らないことの理由に規制が挙げられるようであったらば、たまったものではないですよね。だか ら、確認の仕方はいろいろあると思うのですけれども、少し各委員、お考えいただきたい。要す るに、会って話すということもありますけれども、なかなかそれも手続として大変だし、あるいはこういった早期に策定いただきたいという資料を出せるのだったら、これがきちんとできた暁には規制を理由に挙げませんという紙だって出せるはずなので、レターのやりとりでこういったものを確認するというのは、日本の規制当局でも例もあるし、海外では最もよく行われることで、ATENA 相手ではなくて、これは電事連相手だけれども、事務局ができると言っているものをやるなというのは余り好ましくないのかもしれないけれども、やはりその上で、電事連としての意思表明というのは何らかの形で求めたいと思います。事務局に聞きますけれども、文書での確認は可能なのですかね。

### ○荻野原子力規制庁長官

原子力規制庁の荻野でございます。

一般的にはそれは可能だと思いますけれども、具体的にどういう問いを発して、どういう答えが返るというのは、電事連を特定するわけではございませんけれども、いろいろ、文書の表現なり体裁なりで、更田委員長おっしゃるような意味で、意味のあるものになるかどうかはなかなか難しいこともあるかもしれませんけれども、取組としては当然そういったことはあり得ると思います。どういう答えが返ってくることが望ましいか、あるいは答えがクリアなものであるのか、いわゆる官庁文学的なものであるのかは、それはいろいろあろうかと思いますので、ただ紙のやりとりがいいのか、あるいは具体的に会ってお話しになるのがいいのかということは、いろいろ、そこはあろうかと思います。

# ○更田委員長

いかがお考えでしょうか。どうでしょう。

### 〇山中委員

もちろん原子力規制庁の職員の方がルールを作りますという心意気は買いたいところですけれども、そのような言質のようなもの、会議にするのか、レターにするのかは意見が分かれるところでしょうけれども、ルールを作る以上は先に進めますという言質が欲しいなと思います。

# ○更田委員長

これから  $1 \sim 2$  か月のうちにかなりの頻度で(原子力規制委員会において)電力会社 CEO(経営責任者)との意見交換が予定されているけれども、電事連は特段スケジュールに入っているわけではないし、(社長が電事連会長である)中部電力もスケジュールにはないですね、今のところね。そういった意味で、また、電力業界トップと原子力規制委員会との間の意見交換という形式を必ずしもとらなくてもいいのかなと思うので、まず、この作業を進めることについての意思決定は今日して、その上でどう意向を確認しようかというのは、この場で同時期に決めるのは難しいから、これについては改めてお考えいただいて、あるいはこういうやり方がありますというがあるのだったら事務局に提案してもらってということで進めたいと思いますけれども、いかがでしょうか。それを待って、この作業を進めるかどうかの意思決定というのも一つの考え方ではありますけれども、どうしましょうか。

やはり気にするのは、同じ部隊がウラン廃棄物もやっているし、それから、L2、L3 もやっている。それは当然なのだけれども、専門性から言って。ただ、一方で言うと、ウラン廃棄物のほうも、加工(事業者)から強いニーズが送られているかというと、話には聞くけれども、すごく早いニーズがありそうでもないのですね。人形(日本原子力研究開発機構の人形峠環境技術センタ

ー)のデコミ (デコミッショニング (廃止措置)) ぐらいかな。でも、それも急いでいるという感じは伝わってこないですね。あと、ウラン加工 (事業者) はデコミを考えているわけではないしということなので、要は優先順位の問題なのですけれども。

# ○田中委員

優先順位の順番だと思います。昨年 11 月 6 日 (の原子力規制委員会) でしたか、中深度処分、ウラン廃棄物の処分場に係るうんたらかんたら、参考1に載っていますが、そのときに議論があったかと思いますけれども、ウラン廃棄物について、事務局として、いろいろな規則等をどう準備していけばいいのかについて、今、検討されていると思うのです。多分、本年 3 月か 4 月ぐらいに、マンパワーのこととかを踏まえて検討されていくかと思いますけれども、同時に、先ほどもございましたが、事業者から、時々、私の耳に入るというか、意見を彼らが言うのは、規則ができていないから検討できていないのだと、それは多いのですね。そういうことはよくないので、我々としては規則等を作り、電事連だけか分からないのだけれども、彼らとしては、しっかりと対応を考えていくということも考えるべきではないかと思います。

# ○更田委員長

一般論として、被規制者や申請者から、これをやってほしいと言われたときには、セットで、これをやってくれたら、次はこっちがこれをやるからというものでないと、処分みたいなものは前へ進まないし、それから、前段のルール作りだけでは何も現実的には生まれないわけで、ルール作りを急ぐ理由にならないのですね。後ろがきちんとついてくるということがない限り。だから、私としては、先ほど言ったような確認をしたいと思っていますし、他のものに関して言うと、ウラン廃棄物、それから、細かい話で言うと、L3、L2が大分進んだということはあると思っているので、今、L1の作業を進めること自体、それから、作業期間から考えると、おおむねふさわしい提案ではないかと思うのですけれども。よろしければ、事務局の提案のとおり作業については了承して、確認方法については、少し時間を取って、皆さん、お考えいただきたいと思います。ありがとうございました。